

九州大学教育企画委員会の専門委員会に関する規程

平成18年度九大規程第3号
制 定：平成18年 6月 1日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大規程第100号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育企画委員会規程（平成26年度九大規程第155号）第5条第2項の規定に基づき、教職課程専門委員会及び教育における安全管理専門委員会（以下「専門委員会等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職課程専門委員会)

第2条 教職課程専門委員会は、教職課程に係る次に掲げる事項について調査、検討等を行う。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教職に関する科目、教科に関する科目等の授業計画及び実施に関すること。
- (2) 教育実習に関すること。
- (3) 免許状更新講習に関すること。
- (4) その他教職課程に関すること。

第3条 教職課程専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学部長
- (2) 基幹教育院長
- (3) 教育学部から選ばれた教授又は准教授 3人
- (4) 教職課程を置く学部（教育学部を除く。）から選ばれた教授又は准教授 各1人
- (5) 各研究院（前号で選ばれた教授又は准教授が所属する研究院並びに言語文化研究院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院及び総合理工学研究院を除く。）の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人
- (6) 学務部学務企画課長
- (7) 人文社会科学系事務部教務課長
- (8) その他委員長が必要と認めた教授又は准教授 若干人

2 前項第3号から第5号まで及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

第4条 教職課程専門委員会に委員長を置き、教育学部長をもって充てる。

2 委員長は、教職課程専門委員会を主宰する。

(教育における安全管理専門委員会)

第5条 教育における安全管理専門委員会は、教育における安全管理に係る次の事項について調査、検討等を行う。

- (1) 九州大学の教育における安全の指針に関すること。
- (2) 教育活動として実施する野外活動、学外活動及び実験室活動における安全対策及び事故防止に関すること。
- (3) その他教育における安全管理に関すること。

第6条 教育における安全管理専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 野外活動における安全対策に関する知識又は経験を有する者として教育を担当する理事（以下「教育担当理事」という。）が指名する教授又は准教授 若干人
- (2) 学外活動における安全対策に関する知識又は経験を有する者として教育担当理事が指名する教授又は准教授 若干人
- (3) 実験室活動における安全対策に関する知識又は経験を有する者として教育担当理事が指名する教授又は准教授 若干人

- (4) 危機管理室長
- (5) 学務部学務企画課長
- (6) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号から第3号まで及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

第7条 教育における安全管理専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから教育担当理事が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、教育における安全管理専門委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第8条 専門委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 専門委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 次の表の左欄に掲げる専門委員会に関する事務は、同表の右欄に掲げる担当課等において、それぞれ処理する。

名 称	担 当 課 等
教職課程専門委員会	人文社会科学系事務部
教育における安全管理専門委員会	学務部学務企画課

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、当該専門委員会がそれぞれ定める。

附 則

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この規程施行後最初に任命される第6条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

4 この規程施行後最初に任命される第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

5 この規程施行後最初に任命される第12条第1項第3号から第5号まで及び第8号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成18年度九大規程第71号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第40号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第33号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第87号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第44号）

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第3号の委員のうち、数理学研究院から選ばれる委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成23年度九大規程第32号）

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学全学教育専門委員会等規程（以下「旧規程」という。）第9条第1項第3号の規定に基づき、21世紀プログラム専門委員会の委員として高等教育開発推進センターから選出され、同条第4項の規定に基づき任命されている者は、この規程による改正後の九州大学21世紀プログラム専門委員会等規程第3条第1項第3号の規定に基づき、基幹教育院から選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成24年度九大規程第19号）

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第103号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第150号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第164号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第91号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第134号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第19号）

この規程は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第38号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第126号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第138号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第116号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の九州大学21世紀プログラム専門委員会等規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第2号、第3号及び第6号並びに同条第4項の規定に基づき、21世紀プログラム専門委員会の委員に任命されている者は、改正後の九州大学21世紀プログラム専門委員会等規程第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第4項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（令和5年度九大規程第100号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。